

亀岡市教育振興基本計画策定会議

日時 平成24年1月23日(月)
午後3時～
場所 市役所6階 602会議室

次 第

1 開 会

2 委嘱状交付

3 あいさつ

4 委員自己紹介

5 協議・検討事項

(1) 策定基本方針等について

- ・ 亀岡市教育振興基本計画策定における必要性・趣旨・効果の報告
- ・ 策定における流れの確認
- ・ 策定スケジュールの確認

(2) アンケートの実施について

6 その他

- ・ 次回会議の日程

7 閉 会

亀岡市教育振興基本計画策定会議設置要綱

(設置)

第1条 教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項に基づき、亀岡市教育振興基本計画(以下「基本計画」という。)の策定にあたり、その検討を行うため、亀岡市教育振興基本計画策定会議(以下「策定会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定会議は、亀岡市教育委員会の求めに応じ、次に掲げる事項について協議し、意見を述べるものとする。

- (1) 基本計画の策定に関すること。
- (2) その他、亀岡市の教育振興に関し、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 策定会議は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民により組織された団体の代表者等

3 委員は、基本計画が策定されたときは、解嘱されるものとする。

(座長等)

第4条 策定会議に座長及び副座長をそれぞれ1人置き、委員の互選により定める。

2 座長は、会務を総理し、策定会議を代表する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長が欠けたとき、又は座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定会議の会議(以下「会議」という。)は、座長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議において議決すべき案件があるときは、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

4 策定会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 策定会議の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定会議の運営等に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成24年1月23日から施行する。

2 第3条第2項の規定による委員の委嘱後最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

亀岡市教育振興基本計画策定会議委員名簿

(順不同)

	氏 名	役 職	備考
1	今西 幸蔵	神戸学院大学 教授	
2	久保 克彦	京都学園大学 教授	
3	亀谷 陽三	京都府教育委員会 南丹教育局総括指導主事	
4	沼津 雅子	松花苑みずのき施設長 ・人権教育啓発指導員	
5	豊田 知八	亀岡市社会教育委員 ・元亀岡市PTA連絡協議会会長	
6	石田 康男	亀岡市文化財保護委員	
7	俣野 妙子	亀岡市体育協会	
8	法貴 雅男	亀岡市小学校長会 (亀岡小学校長)	
9	神先 宏彰	亀岡市中学校長会 (東輝中学校長)	
10	竹岡 敏	亀岡市教育委員会 教育長	

【事務局】

	氏 名	役 職	備考
1	辻田 栄治	教育部長	
2	中川 卷信	教育部次長	
3	福井 一徳	教育総務課長	
4	石田 尚	教育総務課 総務企画係長	
5	今西 恵一	教育総務課 総務企画係 主任	

【策定支援】

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

今西 一憲

— 亀岡市教育振興基本計画 — 【策定フロー】

● 必要性 ●

平成18年12月、教育基本法が60年ぶりに改正。

→ 国・府の定めた基本計画に基づき、各市町村においても、中長期的にこれからの社会の姿を見据えながら、地域の実情に応じた教育振興基本計画を策定するように努めなければならないと規定されました。

平成23年からのまちづくりの指針

第4次亀岡市総合計画～夢ビジョン～

平成23年から平成32年度

【具現化を図る部門別計画】

(仮称) 亀岡市教育振興基本計画

— かもおかほっかほか教育ビジョン —

平成25年度から平成32年度

【京都府】
京都府教育振興プラン
平成23年3月策定

● 趣旨 ●

学校教育の充実をはじめ、生涯学習の推進や生涯スポーツの振興、郷土の歴史・文化・自然の継承など、今後目指すべき教育の基本的な方向性や重点施策などを明らかにするため (仮称) 亀岡市教育振興基本計画—かもおかほっかほか教育ビジョン—を策定します。

● 効果 ●

将来的な方向性や今後重点的に取り組むべき施策を明らかにし、亀岡市の教育行政を計画的に推進することにより、目指す子ども像である「ほっかほか心 ふるさと大好き かもおっ子」の育成と、基本的人権の尊重を基盤にした、人間性豊かな人づくりと、心豊かなまちづくりに寄与する。

● 策定における詳細項目

○ 策定期間

平成23年度

平成24年度

《2年間》

○ 策定方法

学識経験者・市内各種団体からの推薦者などで構成する策定会議を設置し、6回程度の会議開催。学校やPTA、教育関係者などとの議論を行い、市民との意見交換会などを経て策定する。

(仮称)亀岡市教育振興基本計画策定の流れ

事務局業務支援：策定支援業務委託業者

事務局：亀岡市教育委員会 教育総務課

- 策定方針決定・策定業務進行管理、現状分析、アンケート実施
策定委員会業務など

学校教育

策定WG： 教育部内副課長級以上全員

- 本市現状分析、各種データ・資料の収集、各課間の調整、
アンケート調査内容検討など

社会教育 人権教育

策定会議

- 策定に対する助言や意見・アンケート調査に関する助言、
現状分析や課題の整理などを行い計画の策定を行う。

第4次亀岡市総合計画

教員・市民アンケート
集約情報

市・教育委員会
既存資料

協議を重ねる

教育委員会報告

(仮称)亀岡市教育振興基本計画【素案】

平成23年度

策定WG ●素案に基づき、本計画に向けた調査・調整 など

策定会議 ●素案に基づき、本計画に向けた協議 など

平成24年度

協議を重ねる

教育委員会報告

(仮称)亀岡市教育振興基本計画
一かめおかほっかほか教育ビジョン 策定

策定スケジュール

平成 23 年

4 月

5 月

6 月

教育委員会内での内部協議

7 月

教育委員会内での内部協議
委託業者決定 ⇒ 契約締結

8 月

9 月

教育委員会内での内部協議
策定会議設置準備

10 月

11 月

教育委員会内での内部協議
策定会議設置準備
各種アンケート調査の実施準備

12 月

平成 24 年

1 月

教育委員会内での内部協議
策定会議設置準備

教育委員会内での内部協議
第1回策定会議開催

2 月

教育委員会内での内部協議
教育委員会報告

3 月

教育委員会内での内部協議
第2回策定会議開催

教育委員会内での内部協議・教育委員会報告
亀岡市教育振興基本計画（素案）策定

4 月以降

教育委員会内での内部協議
平成24年度 亀岡市教育振興基本計画策定に向けた業務推進

市民意識アンケート調査実施要綱

1. 調査の目的

「亀岡市教育振興基本計画」の策定に当たり、市民の方々（亀岡市立の学校に通う児童・生徒の保護者及び教職員等）を対象として、教育の現状や課題についてのご意見等をお聞かせいただき、計画の内容や方向性を検討するための基礎資料とすることを目的として、市民意識アンケート調査を実施する。

2. 調査の対象

- ・学校、園関係（配布・収集 各校園に依頼分）
 - 幼稚園保護者（現4歳児保護者 約46名）
 - 小学校保護者（現5年生の保護者 約921名）
 - 中学校保護者（現2年生の保護者 約927名）
 - 教員（各小・中学校 校長・教頭 52名）
- ・教育委員会職員（配布・収集 教育委員会担当分）
 - 全職員 約100名
- ・一般配布分（郵送回答分 配布は事業担当課に依頼分）
 - さわやか教室（65歳以上が対象事業）2月16日開催 400名
 - 市役所エントランスホール・図書館・文化資料館 配備分 50部
 - 調査実施総数（HP関係除く）約2,500名
- ・その他 市HPに掲載し、メール・持参等での回答を可能にする。また、市広報（お知らせ版）アンケート実施中の告知を実施、アンケート協力を周知する。

※調査表等作成部数 2,600部
返信用封筒作成部数 500部

3. 実施方法

- ・保護者、教職員については学校園を通じて配布・回収（無記名）
- ・教育委員会職員については委員会にて配布・回収（無記名）
- ・その他一般配布分についてはイベント等の際に配布・郵送にて回収（無記名）
- ・亀岡市ホームページに様式掲載し、持参・郵送・メール送付問わず回収（無記名）

4. 調査項目

(1) 回答者の属性

- ・性別、年齢、お住まいのエリア、学校園の種類 等

(2) 現状についての認識・評価について

- ・子どもの生活・行動
- ・学校園の取り組み
- ・学校園と家庭・地域社会の役割分担
- ・生涯学習への取り組み

(3) 今後の教育のあり方について

- ・子どもに身に付けてほしいこと
- ・学校教育に望むこと
- ・家庭・地域社会が取り組むべきこと
- ・生涯学習を推進するために必要なこと

(4) 自由意見

5. 調査スケジュール

- ・調査票の設計 1月中
- ・調査の実施 2月～(回収：2月27日曜日)
- ・集計・分析 3月～策定時の参考資料等に活用

「亀岡市教育振興基本計画」策定に向けたアンケート調査票(案)

アンケート調査へのご協力をお願い

市民の皆様方には、日頃から本市教育行政の推進にご理解、ご協力を賜り、ありがとうございます。

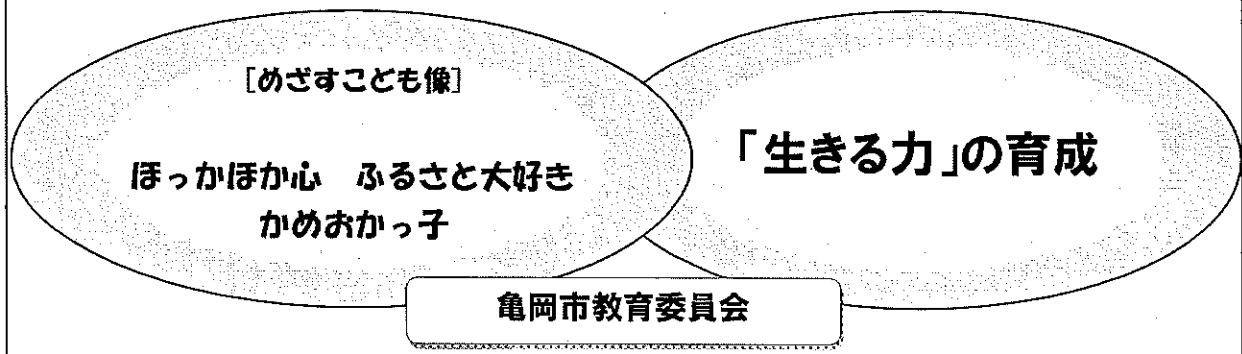
本市では、平成18年に制定から約60年を経て教育基本法が改正されたことを受け、亀岡市において今後到達すべき教育の姿を設定し、各分野別に目標や基本方針を示すとともに中長期的な教育の方向性を明確にし、その実現に向けた「亀岡市教育振興基本計画」を策定することとし、現在検討を進めております。

つきましては、亀岡市立の学校園に通う児童・生徒の保護者及び学校園の教職員、その他市民の方々などを対象として、本市における教育の現状や課題についてのご意見等をお聞かせいただき、計画の内容や方向性を検討するための基礎資料とすることを目的として、アンケート調査を実施することといたしました。

なお、この調査の内容はすべて統計的に処理いたしますので、回答者の方々にご迷惑をおかけすることは一切ございません。

どうか、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

平成24年2月



《ご回答についてのお願い》

- ◆ご回答については、当てはまる番号を「○」で囲んでください。なお、「○」の数については、質問によって異なりますので、質問の内容により「○」をお付けください。
- ◆ご記入いただいた後は、この用紙をそのまま折りたたんで、同封の返信用封筒に入れて●月●日（●曜日）までに提出（投かん）してください。
- ◆本調査につきましてご不明の点やご質問などがございましたら、下記へお問い合わせください。

亀岡市教育委員会 教育部教育総務課

〒621-8501 亀岡市安町野々神8番地

電話：0771-25-5052（直通）

FAX：0771-23-3100